

4月1日からの

高齢者のための各種助成制度



【申請・問合せ先】▼本庁高齢・介護福祉課 高齢者福祉グループ(内線2673)・介護給付グループ(内線2675)

本市では、高齢者福祉の増進などを図るため、次のような各種事業を行っています。詳細は問い合わせください。

在宅で介護されている方

介護者・要介護高齢者ともに本市に住民票があり、1年以上居住している方を対象に、次のとおり交付します。

●家族介護用品支給事業

介護用品を購入する際に利用できる券を交付します。(紙おむつ・使い捨て手袋・清拭剤など)

▼課税世帯 1000円券×36枚 (3万6000円分)

▼非課税世帯 1000円券×75枚 (7万5000円分)

【対象】「寝たきり」または「重度認知症」の状態が3カ月以上続いていることに加え、次の①～③のいずれかの要件に該当する65歳以上の要介護高齢者を、在宅で介護している方

- ①要介護認定または要支援認定を受けている方
 - ②身体障害者手帳1・2級を持つ方
 - ③療育手帳Aを持つ方
- ねたきり老人介護手当支給

▼年2回支給(1回につき6万円)
*申請は8月と2月

【対象】①次の①②両方の要件を満たす方

①65歳以上の要介護4・5の高齢者を、在宅で起居を共にしながら、基準日(8月1日と2月1日)から過去6カ月間に、3カ月以上継続して介護している介護者

②介護者・要介護高齢者の属する世帯の世帯員全員が市民税所得割が非課税

*どちらの事業も、特別障害者手当および福祉手当の受給者は対象になりません。

65歳以上の一人暮らし高齢者など

●緊急通報体制整備事業

一人暮らし高齢者などが緊急時にボタンを押すと、市が指定する通報先へ通報する装置を貸し出します。

●生活指導型ショートステイ事業

養護老人ホームなどに一時的に入室宿泊し、生活習慣などの指導・体調調整を行い、要介護状態への進行防止を図ります。

市民活動支援補助金(スタートアップコース)とは

これから活動を開始する、または活動期間がおおむね3年未満の団体などが、地域活性化のために団体自らが企画・立案・実施する市民活動に該当する事業で、その内容、時期、経費などが当該団体などの目的を達成するために適当であると市長が認めた公益的な事業に対して、事業の初期段階の活動経費の一部を補助するものです。

応募できる団体

- ▼ 次の全ての条件を満たす団体
 - ▼ 構成員が5人以上で、その過半数が本市に住所を有していること
 - ▼ 公益の増進に寄与する活動を行う任意団体または特定非営利活動法人など
 - ▼ 活動拠点が市内で、かつ市内において活動を行っている団体
- *ただし、次のいずれかに該当する団体は対象となりません。

- ① 地区コミュニティ協議会および自治会
- ② 宗教活動などを目的とする団体
- ③ 政治活動などを目的とする団体

*1日381円の自己負担と食事代などの実費負担があります。

●高齢者日常生活用具給付等事業

【品目】

- ① 火災警報器、自動消火器
- ② 電磁調理器

【対象】

- ① 所得税非課税世帯の「寝たきり」の高齢者、一人暮らし高齢者
 - ② 心身機能低下で防火などの配慮が必要な一人暮らし高齢者
- *自己負担があります。

●高齢者訪問給食サービス事業

食事の確保が困難である高齢者世帯などに対して、食生活の改善と安否確認を行います。昼・夕食の2食以内で配食します。

*1食450円の自己負担があります。

元気高高齢者など

●介護予防元気度アップ事業

▼前年度中に貯めたポイント数による利用券(最大5000円分)を交付

今年度のカードも同時交付

■元気度アップカード(参加型)

【対象】65歳以上

④ 暴力団員が構成員に含まれる団体もしくはその暴力団員の統制下にある団体

⑤ 性風俗関連特殊営業を営む者が構成員に含まれる団体

対象となる経費

対象となる事業の実施に直接必要となる経費が補助対象となります。ただし、団体の経常的な管理運営経費は除きます。

補助金の額

対象となる経費に、補助回数に応じた補助率(左表を乗じて得た額)とします。

補助回数	補助率	補助上限
1回目	80%	いずれも20万円 (千円未満切捨て)
2回目	70%	
3回目	50%	

応募方法

次の関係書類を作成の上、コミュニ

【カード発行申請に必要なもの】本人の印鑑

*代理申請の場合は、代理人の印鑑が必要

■元気度アップカード(高齢者支援型)

【対象】40歳以上

【カード発行申請に必要なもの】本人の印鑑

*代理申請は不可

■ポイント転換申請

【必要なもの】印鑑、カード

*代理申請の場合は、本人のカード、代理人の印鑑

*ポイントの引換期限は、本年12月28日(木)まで

●はり、きゆう、マッサージ等施術料助成事業

▼年間8000円の受診券20枚綴りを最大2冊(3万2000円まで)交付

【対象】本市に住民票があり、1年以上居住している満65歳以上の方

【必要なもの】本人の身分証明書、印鑑

*代理申請の場合は、本人および代理人の身分証明書、印鑑

本人および代理人の印鑑はスタンプ印不可

ティ課に送付または直接持参ください。(注)ファクスまたは電子メールによる提出は受け付けていません。

【関係書類】

- ▼ 市民活動支援補助金申込書
 - ▼ 事業計画書・事業収支計画書
 - ▼ 団体に関する調書
 - ▼ 団体構成員名簿
- ▼ 他の制度による補助・助成または委託事業の申請状況

*関係書類の様式は、市ホームページ上

(<http://www.city.satsumasendai.lg.jp>)からダウンロードできるほか、

本庁コミュニティ課、各支所地域振

興課または地区コミュニティセンタ

ーにも備え付けてあります。

【応募締切】4月28日(金)必着

審査スケジュール(予定)

- 5月上旬 一次審査(書類審査)
- 5月下旬 二次審査(公開ヒアリング)
- 6月上旬 補助事業決定

*同補助金は、本年8月にも募集する予定です。

市民活動の立ち上げを応援します

平成29年度薩摩川内市市民活動支援補助金(スタートアップコース)募集

【応募・問合せ先】=本庁コミュニティ課 コミュニティ・生涯学習グループ ☎(23)5111(内線4613)